平成２２年（フ）第７６号
佐賀県唐津市養母田鬼塚５番２―232号　県営アパート
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２４１４号
名古屋市天白区御前場町209番地
債務者　神保　勝次
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８号
青森県三戸郡三戸町大字蛇沼字横沢82番地
債務者　横澤　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
青森県八戸市諏訪２丁目23番９号　コーポファミリー７号
債務者　丸井美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
奈良市三条本町１番93―1319号
債務者　松下　直美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３９７号
奈良県大和郡山市九条町960番地47
債務者　前川　正子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４３６号
奈良市東九条町254番地の12
債務者　喜夕田　稔
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４０号
奈良市東九条町254番地の12
債務者　喜夕田ミヤ子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
熊本県菊池市泗水町吉富3055番地１
債務者　庄村　純一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２８号
熊本県菊池市泗水町吉富3055番地１
債務者　庄村　寿美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１４号
熊本市保田窪５丁目７番22―205号
債務者　川上久美子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５２０号
熊本県菊池市泗水町南田島513番地
債務者　源造　守男
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５７６号
熊本市山室２丁目７番24　ファミール銀杏203号
債務者　高橋　貴勅
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６１１号
熊本県阿蘇郡西原村小森1209―25、住民票上の住所熊本市清水亀井町39番24号
債務者　岩政　浩二
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６１９号
熊本市小島９丁目１番16号
債務者　高村　克巳
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６２０号
熊本市東町３丁目６番28―13号
債務者　宮崎まり子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６３７号
熊本県上益城郡嘉島町大字上島2130番地１
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６４８号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1458番地５
債務者　陣内　重継
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部